

徳島地方・家庭裁判所委員会（第5回）議事概要

1 開催日時

平成17年10月12日（水）午後2時から午後4時

2 開催場所

徳島地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

岡田信委員，酒井ツギ子委員，塩月秀平委員，高井新二委員，中西一宏委員，黒山公雄委員，藤井潤委員，本田利廣委員，井上正信委員，鹿島久義委員，木村清志委員，坂田千代子委員，前田美代子委員，幸田文一委員

4 議事

(1) 開会

(2) 所長あいさつ

(3) 委員紹介等

(4) 地裁委員会委員長選任

塩月委員を委員長に選任

家裁委員会委員長選任

塩月委員を委員長に選任

(5) 意見交換，テーマ「人事訴訟と調停を巡る諸問題」

下記5のとおり

(6) 次回開催テーマ

追って決定する。

(7) 次回開催期日

平成18年2月ないし3月頃（地・家裁委員会個別開催）

(8) 所長あいさつ

(9) 閉会

5 意見交換について（■委員長，○委員，●説明者）

○：（家庭裁判所における人事訴訟と調停の手續や特色等についての説明がなされた。特に，平成16年4月施行の，改正後の人事訴訟については，①職分管轄が地方裁判所から家庭裁判所へ移管されたことのほか，②家庭裁判所調査官における事実調査の制度，③参与員制度，④本人尋問・証人尋問についての公開停止の各制度が導入されたことについて説明があり，徳島における実情について次のとおり報告があった。）

- ・徳島家庭裁判所本庁においては，新受の家事調停事件は年間約600件，月平均50件程度です。平成に入って増加傾向が続いていましたが，平成15年の685件がピークで，それからは減少傾向にあります。この家事調停事件は，家庭裁判所の中心的な役割を占める手續といえます。
- ・人事訴訟は公開の法廷で開いていますが，徳島家庭裁判所においては，関係者以外は傍聴する人があまりいませんので，なかなか公開停止の規定が発動されることは考えられませんが，例えば法廷傍聴が盛んになってきたら，公開停止の制度の採否が問題になってくると思われれます。

○：参与員選任に必要な資格は「徳望良識のある者」と規定されていますが，徳島においてはどのように選任しているのですか。

○：徳島の場合は，調停委員で実績のある方を中心に選んでいます。

○：パンフレットの写真に載っているような，若い方が参与員をやっているというのは，実情にないのですか。

○：東京とか大阪など大規模庁では，調停委員とは別に選んでまして，いろんなところから集めていますので，若い人の離婚訴訟等では若い参与員が適切ではないかということで選んでいるようです。

○：徳島においては，結果として，いい人選がなされているのではないのでしょうか。調停委員として実績のある方ですから，だいたい人格・見識・力量が分

かる，そういう裁判所が熟知されている方の中から，特に間違いのない人を選任しているということで，結果は妥当な人選のように思います。

○：若い方を入れられたら活力が出て，裁判所の敷居も低くなるんじゃないでしょうか。しかし，なかなか小規模庁では難しいのでしょうか。

■：実際の運用の話になってきましたので，この段階で，実際に人事訴訟を担当している裁判官から実情報告をしてもらいます。

●：家庭裁判所に移管されてからの人事訴訟の動向ですが，昨年4月からの1年間に全国で1万739件，このうちの88%にあたる9450件が離婚事件です。裁判所データブックにより，家裁に移管される前のデータと比較すると，平成元年の新受件数が6501件，それから件数が増加して，平成16年では，これは3月までに地方裁判所に提訴されたものを含めて1万1307件で，平成元年と比較すると2倍弱となっており，人事訴訟事件は着実に増加しているといえると思います。

徳島における状況ですが，平成16年4月1日から平成17年3月31日までの新受件数は80件で，平成15年は66件ですので，やはり若干，増加傾向が見られます。今年も1月から8月までで47件ですので，このままの件数を維持しますと70件強になると推測されます。四国4県の件数を比較すると，平成16年4月から12月までの統計は，徳島71件，松山70件，高松63件，高知57件と，他の3県に比べ徳島が若干多いという状況です。受理件数の内訳ですが，平成16年4月から平成17年9月までの総受理件数109件のうち，離婚事件が98件，離縁事件が6件，その他，認知や親子関係不存在確認などがありますが，9割近くは離婚事件が占めています。同じく既済事件についてみますと，総数56件のうち，判決で終局が38件，和解が11件，それ以外は取下げ等です。全国的には3割近くが和解で終局していますので，徳島では，若干判決で終局する確率が今のところ高いといえると思います。

また、平成19年には年金分割の制度の運用が開始されます。離婚事件のときに、離婚の問題だけではなくて、親権者の指定や、財産分与など財産的な清算が問題になるケースが多いわけですが、特に財産的な清算については、今の時点では、年金分割の制度がないので、平成19年まで離婚の訴えの提起や調停の申立ては控えようという動きがあるやに予想されるので、場合によっては平成19年以降さらに人事訴訟が増加することもあり得るところではないかなと思っております。

訴訟手続全体については、私の個人的な印象としては、訴訟の進め方、すなわち争点整理、人証の手続、判決にいたるプロセスについては、基本的にはそんなに大きくは変わっていないのではないかと思います。ただ大きく変わったと思いますのは調査官調査ということで、親権者の指定、面接交渉の回数等について、地裁においては家裁調査官の制度の利用ができなかったのに対し、家裁移管後は調査官調査の活用が可能になったので、そういう専門家の調査を踏まえて事件を処理することができるようになりました。件数的に言いますと、平成16年4月から親権者の指定に関する調査官調査が2件、面接交渉に関するものが1件、このうち1件については、調査官調査の結果も踏まえて和解で終局した事件もございます。

それから参与員についてですが、これは地裁で行っているときにはなかった制度です。これも、家裁で私が担当するようになってからは2件ございます。基本的には、国民の良識を踏まえて、それを身分関係の訴訟に反映するという趣旨でございますから、男女1名ずつの方に入っていて、できるだけ広く声を聞くという形にしております。当事者本人の尋問に入ってもらい、その直後に御意見をうかがいまして、非常にいろいろな見方があるということが分かりましたし、最終的な判断をするに当たっても非常に参考になる御意見をいただいたと思っております。今後も参与員の活用を考えたいと思います。場合によっては、若い参与員というのも将来的にはあり得るかなと思

います。

公開停止の件については、今のところ、代理人が双方に付いた場合は弁論準備という公開の法廷でないところで争点整理をして最終的に尋問を公開の法廷で行うというプロセスを経ることや、一般的に法廷傍聴が少ないことなどから、今のところ公開停止という事例はないというのが実情です。

最後に、人事訴訟の移管によってよくなったのではないかなと思うことは、人事訴訟及び、その前の調停が家庭裁判所という同じ窓口で扱う、ということで、特に窓口を担当する書記官が共通であることが挙げられます。利用される当事者にとっては、調停のときと、その後の訴訟のときと同じ窓口で同じ相談ができるという意味では、使いやすい制度になっているのかなと個人的な印象として感じているところであります。

- ：人事訴訟が改正になったというのは、一般の方は知らないと思いますが、制度が変わって私が感じるところを少し述べてみたいと思います。中でも、調査官の調査が導入されたことは非常に素晴らしいことだと思います。調査官の調査命令というのは大きな存在ですから、それを覆すだけの材料が乏しければ当然、判決の予測ができるわけです。私の受任した件でも、調査官調査をして、判決の見通しを予想した上で説得をして、それで和解ができたということがありました。おそらく地裁でやっていると、調査官の報告書がなかったわけですから、裁判官が説得されても、客観的な根拠がなかなかないので、おそらく判決になった事例だろうと思います。そういう意味では、調査官の調査があって、紛争が早く解決したということで、全体的にみればいい和解ができたのかなというふうに思いますし、本人も喜んでおりました。調査官の調査結果というものを初めて経験したんですけど、地裁から家裁へ人事訴訟が移管されて、この調査命令が活用できるというのは、関係者にとっては非常にありがたい制度だなと実感しました。

先程裁判官の話にあった、平成19年に年金分割が始まる、これは今までは、

離婚しても夫の年金は厚生年金であれ、全部夫が取ってしまう、離婚した妻は家も土地もなければ、結局何ももらえない、何もしないで離婚しなければならなかったのが、年金を基本的に分割できるという制度が導入されるわけです。これを今待っている女性は非常に多く、離婚の相談に乗っているときに、ほとんどの方は、これを知ってまして、今からそういう戦略を立てられて、この制度が導入になった途端に調停を出したいという人がものすごくおられます。間違いなく平成19年以降は、離婚の調停、あるいは人事訴訟が増加するだろうと思います。

家庭裁判所というのは地裁と違って、市民にとって割とハードルが低いというか、馴染みやすい所だろうと思います。警察とか税務署とか裁判所というのは、市民にとったら足を向けにくいんですけど、家庭裁判所は離婚とか相続で、割と日常生活、身の回りに起きることが多いんで、どちらかといえば地裁よりかははるかに接点が多いし馴染みやすい。その中で、家裁の職員の方が受付でかなり相談に乗っておられるんです。地裁では滅多にああいう光景はないんですけど、家裁は市民の方が調停とかなさる前に、相談とかに来られてるんだらうと思うんです。そこで20分ですよとか、時間制限をしながら家裁の職員の方が相談に乗って、申立てについてアドバイスとかなさっているんだと思うんですけど。ああいうところは、裁判所の仕事を市民に理解していただくということで、ものすごくプラスだろうと、裁判所のイメージアップにもつながっているんじゃないかと私は思います。そういう意味では、これから人事訴訟や離婚事件がますます増えるんで、そういう面での裁判所のサービス、本当に国民にとって利用しやすい裁判所ということで、相談とかはもっと職員の数を増やされたらいいんじゃないかと思えます。また、場所的にプライバシーがないと私は思ってるんですけど、離婚とか認知とか本人にとったら恥ずかしいような話もあると思うんで、できれば別のスペースを取られて、プライバシーに配慮しながら相談に乗ってあげればもっと利

用されるんじゃないかと思います。

最近では、非常勤裁判官が導入されたことなど、司法改革がすすみ、スピードが要求される時代になってきているので、もしかしたら予算の関係などいろいろあるかもしれませんが、将来的には休日の調停とか、例えば時間外の5時から7時とか、8時とか、仕事を持った方、職業を持った女性が利用しやすいような、そういう制度もそろそろ考えてもいい時代じゃないかなと思っています。何も制度は東京だけで作られるものではないので、地方から論議されて、意見が最高裁なり国会へ行ったらどうかなと私は思います。

- ：調停にもたらされる前に、離婚の実数というのがあると思うんです。離婚の実数に対して調停にもたらされる件数は何パーセントぐらいあるのですか。さらに訴訟になるのは何パーセントぐらいなのですか。2点目は、調停での和解の形として、望ましい和解は、離婚がスムーズに行くことなのですか、あるいはもう一度やり直せるような和解なのですか。3点目として、年金分割制度の導入ということですが、平成19年以前に離婚した人は、遡ってこの法律が適用される可能性があるのですか。
- ：1点目の総離婚率に対する調停、訴訟申立て割合については。
- ：協議離婚9割、調停離婚1割、裁判離婚がその1割というようなアバウトな比率を聞いたことがあります。
- ：2点目の望ましい和解についてですが、当事者が言いたいことを言って、裁判所の調停委員に言いたいことを全部聞いてもらったということが前提になると思います。そのケースにおいて、もう一回やり直すという形で終了するような調停もありますし、やり直しができないので別れてしましましょう、離婚の条件を合意して調停離婚という形で終了する場合があります。さらに調停では、離婚自体、やり直す気はないということで合意はできたんだけど、どうしても子供の親権者をどちらに取るかをめぐって話がつかず、不成立で終了した。これでも、双方が言いたいことを言って、裁判所が必死で調整し

たけれども駄目だった，ということで不成立で終わって，多くの場合そういう場合，訴訟に移行になるんですけど，それでもなかなか調停としては，いい調停だろうと思います。結論ではなくて，プロセスが重要だろうと思います。

- ：今の点は，昔はなるべく離婚させないよということ，調停委員会が極力斡旋するというふうな方向で動いていたと聞いてますけど，段々そういう進め方よりも当事者の意向を大事にするという，当事者両方が離婚するということを決めているときに，調停委員が結びつけることまではしないようなことになっているじゃないでしょうか。
- ：例えば，生活費を分担しているかどうか，コミュニケーションがとれているかどうか，そういった要素を見て，完全に破たんして，見込みがなければ無理だし，まだ経済的に分担がなされているとか，コミュニケーションがなされている側には，復縁するような方向にするとか，いろんなことを考えてされておられるんじゃないんでしょうか。
- ：破たん主義的な考え方が最近強いですよ。昔は離婚に関して限定的，制約的というか，法律の条文に忠実に，不貞行為があった場合とか，悪意の遺棄があった場合とか，生活費を一切渡さなかったとか，極めて特異なケースでないと離婚を判決で認めなかった。今，民法改正に向かって，夫婦別姓なんかと同様に，離婚原因を寛容にしようというか，もう少し離婚原因を緩やかに認めてもいいんじゃないか，つまり夫婦関係が破たんしておれば，戸籍だけにこだわっても意味ないんじゃないかって，どちらかというところそういう流れがあって，民法改正もそういう方向にいつているんです。例えば，御主人が他に女性をつくって外で愛人と暮らしている，奥さんは絶対離婚しないわよ，と言っても，その期間が5年なら5年も続いたら，もうやむを得ないじゃないですか，というような考えがどちらかというところ強くなってきた。最高裁もそういう流れに従って判決を出してきていますので，どちらかという

と、裁判官が言われたように、実質があるのかないのか、夫婦関係の実質がなければ一方がどれだけ離婚しないと頑張っている、それは仕方がないんじゃないですかという形でもっていく、そういう形で一旦は説得を試みますけど、これは駄目だなということになれば、離婚へ向けての条件整理の方へ、ということが多いように思うんですけどね。

- ：3点目の、平成19年の年金分割制度についてはどうでしょう。
- ：適用はないでしょう。ただ、現在、年金分割制度が導入されていないので、近い将来こういう制度が導入されることも踏まえて財産分与してほしいというような形の主張がなされているというケースもあるようです。
- ：調査官による事実調査は非常に充実したものではないかという指摘があったんですが、事実調査の報告書というのは法律上原則開示になっているということが前提になるんです。開示にならない場合もありますけど、これまでの家裁における審判の調査報告書とちょっと違った扱いで、調査官の調査のやり方、報告書の書き方で何か、頭を切り換えてということでは何か印象とかはありますか。
- ：以前は確かに調査報告書は原則開示ではありませんでした。もともと訴訟というのは公開が原則ですから、調査の結果を開示する。ただし、そこが非常に微妙なところがございまして、こういうことを書いたら逆に紛争をあとにたてないのか、そうやって嘘を書くわけにはいかないから、書き方というものには気を遣わざるを得ないなということは感じております。それから、徳島家庭裁判所で人事訴訟事件で裁判官から調査命令があったのは合計3件です。1年間で71件のうちの3件ですから、わずかな数でないかと思われるかもしれませんが、これにつきましては、もともと離婚につきましては協議先行、それから協議後の調停、そして最終的に人訴ということになりますから、そのプロセスにおいてスクリーニングされてきます。子供の問題があれば、子供の問題について対立すれば、ゼロ発進で調査官調査を活用するかと

いうと、それはそうではありませんので、訴訟は基本的には裁判ですから当事者が主張して立証される。つまり自分が親権者になりたい、なぜ自分が親権者に相当か、逆に言えば相手の方が親権不適格だということの主張立証をされます。実質的には法廷の手続の補強、法廷の手続に加えて裁判官が、調査官に命じて現地現況を確認した上で決めるということになりますので、件数的には少なくなるのかなと考えられます。

実際に、徳島家裁で去年の4月以降現在までに担当調査を行いまして、報告、処理したものは、今3件です。1件目は、子供の監護状況、この子供の監護状況や生活状況が、子供の福祉に合致しているかどうか、つまり福祉上問題があるかどうかということで、これにつきましては調査報告して判決で終局しました。2つ目は、面接交渉、現実に子供を監護していない親が、監護している親に対して、子供に会わせろということを求める。これにつきましては、離婚訴訟に先行して家庭裁判所の審判で、子の監護に関する処分というのですが、その中で決められた面接交渉を維持することの可否についての調査でした。

3番目は親権者の指定についてですが、原告と被告のいずれを親権者として指定することが相当かという問題でした。これは、調査結果に基づいて和解が成立したと聞いています。

実際には、どういう方法でやっているのか、調査の対象、方法を説明します。まず、調査の方法ですが、子供、原告、被告、つまり夫と妻の調査、それぞれの家庭環境の訪問調査をしています。一般的には、子供、子供を監護している親との面接、これは裁判所で面接を行い、それを導入として、監護している家庭環境、生活場を訪問してその場での子供の生活状況、監護状況併せて発達状況などを調査し、監護していない親が親権者になった場合の監護態勢についても確認調査を行い、必要があれば子供の通う保育所、幼稚園、小学校の調査も行います。加えて、全てというわけではないですが、親子の交

流、面接ですね、監護している親は常時毎日子供と会っていますが、会っていない親の方は、自分と子供の関係は悪くないはずだと言っているわけですから、子供を家庭裁判所に来てもらって、家庭裁判所で遊具、玩具とか置いてありますから、子供と父との交流、子供と母との交流を観察する、そういうことを踏まえて、報告をするようにしております。

親権について調査結果として100対0というのは、まずない、片方がDV夫であるとか、あきらかによくないということであれば別ですが、はっきりと甲乙つけがたい、しかし、それに対して、子の福祉という観点からいずれかを選択せざるを得ないところが、調査官調査にとって、苦しい、ある意味切ないところです。現在に至るまでの間の親子関係のどちらが濃厚なのかなどに基づいて調査官の意見を付すようにしています。

- ：調査報告書の開示の問題でお話させていただきたいのですが、当事者から主張・立証を尽くして最終的にそれに基づいて判断するという訴訟中の事実調査ということですので、調査報告書の扱いが違う、すなわち、公開してそれを双方が証拠とすることができる、ということが今までの調停との相違点だと思います。それが上手くいくようにするためには、基本的には調査官の調査を予定しているものについては、早期の段階で、両当事者と将来的には親権者について調査官調査によって意見をもらいましょうという合意をする、ある程度、調査官調査を実施する直前には、調査官を交えて、どういう形でのように、誰がいつ面接を行って、いつくらいに報告をする、というような調査のやり方などについて当事者と協議して行う、そういうプロセスを経て最終的な調査報告書の開示、それが訴訟資料になるということが広く当事者に受け入れられるんじゃないかなと思います。
- ：家事審判法上の開示の問題と、人事訴訟法上の開示の問題ですが、裁判所内部で議論されているところでは、人事訴訟法の改正によって、条文は変わっていませんが、運用の上で、家事審判法上の開示の範囲ができるだけワイド

になるだろう、特に、私は乙類審判を担当していますが、開示の範囲が増えているんでなかろうかという印象を持っています。

- ：子供の問題で深刻な争いはレアケースだと思うんですよ。私の弁護士経験の中でも2件程度ですね。その中で、調査官の調査の制度があれば一審判決の段階でもっと違った結果が出たかもしれないな、と思うところはあります。母親の愛情は大事だとしても、子供からしてみたら生まれ育った家、おじいちゃんもおばあちゃんもいて、お兄ちゃんもいる、その環境を奪われることは大変辛いことと、そういうことが調査官がいればもっと早めに裁判所にお分かりいただけたかもしれないなと思います。

ただ、報告書の公開の問題は、開示してもらわなければ、事情が分からないまま判決というのは困ります。依頼者が「あれは嘘だ、調査官が来たときだけの偽装だ。」とか言ったりして感情的になっていますが、そう感情的にならないで、それぞれが理性に基づく判断ができて、子供が愛しいという気持ちと戦って、本当の子供のためとは何かということ、当事者が一番ですが、関係している者がよくみつめて、せっかくのありがたい制度を妥当な運用がなされるように配慮しなければいけない、公開は不可欠だとは思いますが、それに伴う長短もあるので運用についてはしかるべき配慮が必要かなと思いますけどね。

- ：私が担当していた事件も、調査報告書の開示がなかったら、和解は難しかったと思います。客観的に親権者をどちらかに決めるしかない、その決める場合の客観的資料が要るので、「調査官の調査の結果、妻の側が親権者として相応しいですよ。」と言ったところで受け入れるはずはないので、やはり調査結果の開示をしていただいて、保育所での調査結果、双方の家庭訪問の調査結果、裁判所へ呼んで遊んでいる状況の調査結果、いろいろな角度から調査官が吟味してそれなりの理由を書いているんですね。確かに、不利な結果をもたらされた側は、いろいろ揚げ足をとりたいところもあるんですが、公

平な目でみたらやむを得ないなと思うんですね。そういうものがあれば、当事者も不満を抱きながらも第三者による公平な結論というのはこんなものかなという思いがだんだんと出てきて、それで和解につながるということは大いにある話なんで、私は調査結果はまさに白黒つけなければいけない事案は、むしろ開示してもらわないと和解にはつながらないと思います。

○：100パーセントに限りなく近く、母親がいいんですよ。しかし、レアケースとして、特に父親になついているとか家がそうだとか、特殊な事情があって、子供が母親よりも父親が不可欠だというレアケースの方が一番問題と思います。

しかし、母親がいいのは分かっている事案で、調査結果を父親に分かるように書いてあげることによって、円満に話ができるのなら、いわば、法廷という限られた場での証拠以外の実情が法廷に出ることによって、円満に双方が納得して、それがその後の幸せな人生につながりますよね。我々としてはそういう配慮も大事だと認識しています。

○：裁判所というのはすごく、敷居の高いところだと思うのですが、離婚の問題が多いということで、女性の方も裁判所の機能を広報された状態で知ることができていたら、もう少し身近になった方がいいんじゃないかなと思いました。相談に来た方が説明を受ける場所がある程度必要だと思います。それと、裁判所での手続の仕方についてセミナーなんかがあれば、裁判所に来る方は氷山の一角でたくさん潜在的にいらっしゃると思います。例えば、離婚調停の説明会とかいうのがあれば、と考えますが。

■：裁判所が離婚を勧めるようなことはやりにくいものですから、来庁された方には、家事相談の窓口がございまして、そこでは個別に手続の相談に応じております。

○：裁判所以外の身近な場所、例えばふれあい健康館だとかコミュニティセンターとか、移動法律相談所、そういうところで相談していただける場所があれ

ばいいのでないのかなと。さらに5時以降や休日に相談できるような、駆け込んでいける場所があればいいなといつもここに伺いながら思うんですけどね。

- ：四国では高知地家裁が一番庁舎が新しいんですよ。私も見学してきましたけど、この家裁の雰囲気というのはすごく明るいですよ。色とりどりというか、色分けされていて、柔らかい雰囲気になっていて、別の当事者と会わない形になっているんですね。裁判所の近代化は、新しい庁舎では進んでいますよね。徳島家裁もフロアの前を通ると地裁と比べて柔らかい雰囲気を感じるんですが、やはり庁舎が狭隘だから、なかなか整ってない。やはり裁判所のエリアに入るということに抵抗がある。ふれあい健康館とか、そういうところであれば、ごく普通の形で入れる、どういう形でその困っている方に簡単に、ユーザーのニーズに応えられるサービスを提供するか、というのは国の在り方としても重要だと思います。
- ：慰謝料と養育費の問題ですが、アメリカでは離婚すると養育費というのは厳格に取り立てられる、給料から天引きされる、と聞きます。日本でも裁判や調停の場で、慰謝料とか養育費の問題が取り上げられると思うんですが。実際の実数から家裁に持ち込まれる件数をみますと、離婚の実数からすると非常に少ない、それで私の知っている方でも、訴訟せずに離婚してしまって、養育費も慰謝料ももらえない、それで生活が困窮しているわけですが、それは離婚した当事者だけでなく、子供にもハンデとなります。そうすると、慰謝料とか養育費について、裁判できちんと請求されるということが確立されれば、そういうケースが減るのでないかと思うのですが。それから、刑事事件の国選弁護人のような制度は、家庭裁判所でもあるのでしょうか。
- ：その点は司法制度改革で、いろんな場面で考えられていまして、弁護士の問題、これは司法支援センターという制度が設けられました。裁判所には持っていきにくいという雰囲気がある、それは、弁護士が少ないということもあ

るだろうし、いろんな前提があると思うんです、それを法曹人口を増やして、より司法へのアクセスが容易になるようになど、考えられています。それから、強制執行の関係、現実に行っておりまして、やりやすいように、給料の差し押さえ、分割金での差し押さえ、もうひとつ、養育費の算定方法も基準ができつつある、それに従って、双方の収入状況などを考慮し、割合調停委員会の意見も出しやすい、そういう意味では前提が整っていますね。

- ：義務者の資力がないから権利者が泣き寝入りするということが多いんだろうとは思いますがね。
- ：アメリカに比べて日本の方が執行率が悪いということはないんじゃないかと思います。ロスの検察庁へ行ったときに、夫の不払いを取り立てる専門の検事がいましたね。それぐらい、離婚が多いし、不履行が多いのではないかと思います。資力が無い場合が多いわけですね。定収入がなく資産がなければ執行できませんよね。
- ：調査されるときに、当事者のどちらかが医療機関にかかっていたり、子供が養護施設に預けられたりしている場合、調査はそういうところにも来たりするのですか。
- ：事情にもよると思いますが、親権者が子供の養育に関して支障、問題がある、などの事情があれば、場合によったら調査に行くかもしれません。
- ：事実調査の報告書が開示されるということですが、医療機関としてはどこまで患者の情報を開示していいのかどうか。
- ：直接的な答えではないですが、財産分与が問題になったときに、いろいろな金融機関にある預貯金の残高を調べるということで金融機関に照会することがあります。従前はノーチェックで回答いただけたという状況なんですけど、個人情報保護法が施行されて以来は、預金の名義人の同意書がなければ回答できませんというケースが増えております。ですから、場合によっては、将来的には、調査対象者の同意を予め取った上で調査させていただく、という

ことも検討されるのではないかなと思います。ただ、この点は、まだ必ずしも十分議論が尽くされているわけではありません。

- : そもそも、人事訴訟を公開するという事に伴いまして、法廷で審理するという事、すなわち一般の人に揭示する仕組みになっているんですね。当事者名と離婚の事件であるということが開廷表という形で揭示されることになっています。この点について何か意見はありますか。
- : どこまで秘密保持の必要があるかと。全部が全部の人がそうでないから、制度として、望まない人についてまで全部公開されるのはいかがなものかと、制度としてみたらそうでしょうね。

以上